

鎌倉市告示第 138 号

会計管理者の事務の一部を現金分任出納員への委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち、別表左欄に掲げるものについては、当該右欄に掲げる課等の現金分任出納員に委任させたので、同法第 171 条第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 10 月 7 日

鎌倉市長 松尾 崇



委任の対象となった事務	委任を受けた者
所管する事務事業に係る雑入	総合防災課 現金分任出納員 鈴木 美由希
鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち建築指導課の所掌事務に係るもの	建築指導課 現金分任出納員 秦 朋恵
ア 鎌倉市腰越漁港管理条例（昭和60年 3 月条例第14号）に基づく使用料等 イ 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 ウ 市民農園利用料 エ 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち農水課の所掌事務に係るもの オ 所管する事務事業に係る広告料収入	農水課 現金分任出納員 吉牟田 康平